檜原村地下水保全条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、檜原村地下水保全条例(令和4年条例第17号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(地下水採取許可申請書等の様式)

- 第2条 条例第8条第1項に規定する申請書は、地下水採取(変更)許可申請書(様式第1号) によるものとする。
- 2 条例第10条に規定する完成届出書は、井戸完成届出書(様式第2号)によるものとする。
- 3 条例第12条に規定する届出書は、地下水採取届出書(様式第3号)によるものとする。
- 4 条例第13条の規定による届出は、地下水採取変更届出書(様式第4号)によるものとする。
- 5 条例第14条第3項の規定による届出は、地下水採取者地位承継届出書(様式第5号)によるものとする。
- 6 条例第15条第1項の規定による届出は、井戸廃止届出書(様式第6号)によるものとする。

(説明会の開催)

- 第3条 条例第7条第2項の規定による公表は、当該説明会の日程、場所、井戸の設置工事の内容等を関係住民等への通知、回覧その他の方法により行うものとする。
- 2 条例第7条第4項の規定による報告は、関係住民説明会結果報告書(様式第7号)による ものとする。

(水量測定器の設置及び報告)

- 第4条 条例第11条に規定する水量測定器は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。
 - (1) 電磁式水道メーター
 - (2) 接線流羽根車式水道メーター
 - (3) たて形軸流羽根車式水道メーター
 - (4) 前3号と同等以上の能力を有するもの
- 2 水量測定器を設置した場合の届出は、水量測定器設置届(様式第8号)によるものとする。 (採取量の報告)
- 第5条 条例第11条に規定する採取量の報告は、地下水採取量報告書(様式第9号)により 4月、7月、10月、1月に前3箇月分の採取量を報告しなければならない。

附則

この規則は、令和4年12月1日から施行する。